

(案)

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会(第4回)	
令和3年3月8日	参考資料3

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会  
開催要綱

1 趣旨

身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づく身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)の訓練や認定のあり方について検討し、適正な訓練・認定の実施に資すること等を目的として、補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

2 検討会の組織等

- (1) 検討会の構成員は、検討事項に関連する有識者等のうちから、別紙の者に社会・援護局障害保健福祉部長(以下「部長」という。)が委嘱し、任期は2年とする。  
なお、部長は、必要に応じて適当と認められる有識者等を臨時構成員として委嘱することができる。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。座長は会務を総理する。座長に事故あるときはあらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を行う。
- (3) 座長は必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (4) 検討会に、必要に応じ補助犬の訓練や認定について検討するため、論点ごとにワーキンググループを置くことができる。

3 検討会の運営

- (1) 検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (2) 検討会及びワーキンググループの議事、資料及び議事録は公開する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(案)

別紙

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会  
構成員名簿

氏名	所属
有山 一博	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事
飯塚 善明	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 常務理事
石川 裕	横浜市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 福祉給付係長
江藤 文夫	日本リハビリテーション連携科学学会 理事長
佐藤 史子	公益社団法人日本理学療法士協会
立石 雅子	一般社団法人日本言語聴覚士協会 副会長
長岡 雄一	東京視覚障害者生活支援センター 所長
中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
橋井 正喜	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 常務理事
三浦 靖史	日本身体障害者補助犬学会 理事 神戸大学大学院 保健学研究科 准教授
水越 美奈	日本獣医生命科学大学 獣医学部 教授
森戸 崇行	公益社団法人日本社会福祉士会
吉田 文	一般社団法人日本作業療法士協会

(五十音順)

(令和3年4月1日付)